

第百八号議案

江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者を次のように指定する。

| 名称               | 指定管理者          |                                   | 指定の期間                  |
|------------------|----------------|-----------------------------------|------------------------|
|                  | 所在地            | 名称                                |                        |
| 江戸川区立障害者就労支援センター | 江戸川区鹿骨一丁目五六番一号 | 特定非営利活動法人自立支援センターむく<br>理事長 萩原 奈津子 | 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで |

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立障害者就労支援センターの指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。